

薬第120-4号
平成27年4月10日

一般社団法人埼玉県病院薬剤師会
会長 北澤 貴樹 様

埼玉県保健医療部長 石川 稔（公印省略）

ポマリドミド製剤の使用に当たっての安全確保の徹底について

保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、平成27年3月26日付け薬食審査発0326第11号及び薬食安発0326第1号で、厚生労働省医薬食品局審査管理課長及び同局安全対策課長から別添（写し）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に周知くださるようお願いします。

なお、当該通知（写し）を業務課のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

（業務課ホームページ）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0707/yakkyokutoukankeitsuuti.html>

担当 薬務課販売指導担当 青沼
電話 048-830-3622
FAX 048-830-4806

写

薬食審査発 0326 第 11 号
薬食安発 0326 第 1 号
平成 27 年 3 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長
(公印省略)

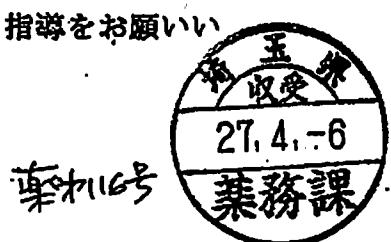
厚生労働省医薬食品局安全対策課長
(公印省略)

ボマリドミド製剤の使用に当たっての安全確保の徹底について

ボマリドミド製剤（販売名：ボマリストカプセル 1mg、同カプセル 2mg、同カプセル 3mg 及び同カプセル 4mg）については、本日、「再発又は難治性の多発性骨髄腫」を効能・効果として、承認されたところですが、その使用に当たっては、胎児曝露等による健康被害を起こさないことを目標に、患者が治療を受ける権利や人権にも配慮し、実効性のある安全管理の徹底を期すことが求められています。そのためには、厳格な安全管理方策（具体的には「レブラミド・ボマリスト適正管理手順」(RevMate)）を患者に必要な治療を確保するために関係者が守るべき事項として位置づけ、製造販売業者、医療関係者、患者及び行政がその役割を認識し、それぞれの責任を果たすことが必要です。

厚生労働省としては、安全管理方策の実施に関して、承認の際の条件とともに、当該方策の変更等についても国の了解を得て透明に管理されるものとするなどの取組みを行うこととしています。また、製造販売業者であるセルジーン株式会社に対しても、厳格な安全管理を基盤とした本剤の適正使用を推進するよう指示しているところです。

については、本剤の使用に当たって、特に下記の点について留意し、安全確保の徹底がなされるよう、貴管下の医療機関に対して周知・指導をお願いいたします。



記

1. 本剤の安全確保の徹底及び適正使用の推進のための厚生労働省としての取組みは以下のとおりです。

- (1) 安全管理方策の実施に関しては承認の際の条件とともに、当該方策の変更等についても国の了解を得て透明に管理されるものとする。
- (2) 厳格な安全管理方策の実施の適切性をモニターする第三者評価委員会に対して、ボマリドミドによる健康被害発生防止の観点から行政が関与及び支援する。
- (3) 先天異常モニタリングについては、関係学会の先天異常サーベイランスや関係学会の専門家の協力の下、国及び医薬品医療機器総合機構における先天異常に関する副作用等の評価体制を充実するとともに、安全管理方策の適正な運用にも資するものとする。
- (4) 万が一、ボマリドミド製剤により、服用者や子に健康被害が発生した場合、副作用被害救済制度による救済が可能となるよう対応に努めるとともに、患者の治療を確保しつつ、改善等にかかる措置を速やかに実施する。
- (5) 安全管理方策等の周知及びその実施に係る関係者への協力依頼を行う。

2. 製造販売業者であるセルジーン株式会社に対して、本剤の承認に当たり、附した承認条件は以下のとおりです。

1. 本剤の製造販売・管理・使用等にあたっては、「レブラミド・ボマリスト適正管理手順」を適正に遵守すること。また、本手順の変更については、あらかじめ、厚生労働省の了解を受けなければならないこと。
2. 医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。
3. 本剤の投与が、緊急時に十分対応できる医療施設において、十分な知識・経験を有する医師のもとで、本剤の投与が適切と判断される症例のみを対象に、あらかじめ患者又はその家族に有効性及び危険性が文書をもって説明され、文書による同意を得てから初めて投与されるよう、厳格かつ適正な措置を講じること。
4. 国内での治験症例が極めて限られていることから、製造販売後、一定数の症例に係るデータが集積されるまでの間は、全症例を対象に使用成績調査を実施することにより、本剤使用患者の背景情報を把握するとともに、本剤の安全性及び有効性に関するデータを早期に収集し、本剤の適正使用に必要な措置を講じること。

なお、本剤の適正使用に必要な措置の一つとして、セルジーン株式会社に対して使用成績調査の結果を定期的に公表するよう指示しています。

3. 本剤の使用上の注意の警告、効能・効果並びに用法・用量は以下のとおりであり、また、レプラミド・ポマリスト適正管理手順が定められているので、特段の留意を願います。その他の使用上の注意については、添付文書を参照願います。

なお、ボマリドミド製剤の添付文書は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ (<http://www.pmda.go.jp/>) に、「レプラミド・ポマリスト適正管理手順」はセルジーン株式会社ホームページ (<http://www.celgene.co.jp/>) に掲載予定です。

【警告】

1. 本剤はサリドマイド誘導体である。本剤はヒトにおいて嵌奇形性を有する可能性があるため、妊娠又は妊娠している可能性のある女性患者には決して投与しないこと。[「禁忌」、「重要な基本的注意」、「妊娠、産婦、授乳婦等への投与」の項参照]
2. 本剤の胎児への曝露を避けるため、本剤の使用については、適正管理手順(以下、「本手順」)が定められているので、関係企業、医師、薬剤師等の医療関係者、患者やその家族等の全ての関係者が本手順を遵守すること。[「禁忌」の項参照]
3. 妊娠する可能性のある女性患者に投与する場合は、投与開始前に妊娠検査を行い、陰性であることを確認した上で投与を開始すること。また、投与開始予定 4 週間前から投与終了 4 週間後まで、性交渉を行う場合はパートナーと共に極めて有効な避妊法の実施を徹底(男性は必ずコンドームを着用)させ、避妊を遵守していることを十分に確認するとともに定期的に妊娠検査を行うこと。なお、本剤の投与期間中に妊娠が疑われる場合には、直ちに本剤の投与を中止し、医師等に連絡するよう患者を指導すること。[「重要な基本的注意」の項参照]
4. 本剤は精液中へ移行することから投与終了 4 週間後まで、性交渉を行う場合は極めて有効な避妊法の実施を徹底(男性患者は必ずコンドームを着用)させ、避妊を遵守していることを十分に確認すること。また、この期間中は妊娠との性交渉は行わせないこと。
5. 本剤の投与は、緊急時に十分対応できる医療施設において、造血器悪性腫瘍の治療に対して十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本剤の投与が適切と判断される患者のみに行うこと。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族等に有効性及び危険性(胎児への曝露の危険性を含む)を十分に説明し、文書で同意を得てから投与を開始すること。

6. 深部静脈血栓症及び肺塞栓症の発現が報告されているので、観察を十分に行いながら慎重に投与すること。異常が認められた場合には直ちに投与を中止し、適切な処置を行うこと。[「重大な副作用」の項参照]

【効能・効果】

再発又は難治性の多発性骨髄腫

【効能・効果に関する使用上の注意】

本剤による治療は、レナリドミド及びボルテゾミブの治療歴がある患者を対象とし、

本剤以外の治療の実施についても慎重に検討した上で、本剤の投与を開始すること。

【用法・用量】

デキサメタゾンとの併用において、通常、成人にはボマリドミドとして1日1回4mgを21日間連日経口投与した後、7日間休薬する。これを1サイクルとして投与を繰り返す。なお、患者の状態により適宜減量する。